

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|-----|---|
| 発表日 | 令和 3年 4月 2日 |
| 発信課 | 建築部 建築総務課 |
| 担当者 | 山森 |
| 連絡先 | 電話 (内)5742 (直)25-9708 |
| | F A X 25-9788 |
| | E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 分類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日程 | 一般住宅専有部 : 7月 1日(木) ~ 7月14日(水) 分譲マンション共用部 : 7月 1日(木) ~ 7月14日(水) |
| 発表項目 | 令和3年度 旭川市やさしさ住宅補助金について |
| 概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。) | <p>旭川市では、高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて住宅のバリアフリー化工事を行う場合にその費用の一部を補助しています。</p> <p>高齢化社会を迎え、高齢者が安全に暮らすためのリフォームに対する補助金は、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。</p> <p>つきましては、より多くの市民の皆様の本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等の申請書類を御用意いただくために時間を要します。このため早期の広報が重要と考えておりますので、重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 対象 旭川市内にある60歳以上の方が住んでいる住宅 申請される方が旭川市税を完納されている方 ※分譲マンション共用部分についてはパンフレットを御覧ください。</p> <p>2 対象工事 バリアフリー化工事 ※既に契約や着工している工事は対象になりません</p> <p>3 補助額 一般住宅 : 一律10万円(対象工事費30万円以上で申請可能) 分譲マンション : 対象工事費の1/3で上限50万円 (対象工事費30万円以上で申請可能)</p> <p>4 募集予算枠 一般住宅 : 500万円 分譲マンション : 100万円 ※詳細については、別添のパンフレットを御覧ください。</p> <p>5 申請受付期間 上記参照</p> <p>6 申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎4階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p> |
| 添付資料 | 有 <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度 旭川市やさしさ住宅補助金の御案内(パンフレット) ●令和3年度 旭川市やさしさ住宅補助金の御案内(マンション共用部分バリアフリー化)(パンフレット) |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備考 | |

令和3年度 旭川市やさしさ住宅補助金の御案内

高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる
住まいづくりを考えて住宅のバリアフリー化工事を行う
場合に、その費用の一部を補助します。



| | |
|-------------|--|
| 対象住宅 対象者 | <ul style="list-style-type: none">◆ 旭川市内にある住宅であること◆ 工事を行う住宅に60歳以上の申請者（工事の契約者）の住民登録があること◆ 申請者が旭川市税を完納していること |
|-------------|--|

※ 平成23年度以降に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助金」や「住宅雪対策補助金」を利用する場合は対象になりません。

※ 新築・空き家・別荘・公営住宅・高齢者施設等は対象外です。その他詳細は Q&A を御確認ください。

| | |
|------|--|
| 対象工事 | <p>バリアフリー化工事（手すりの設置や段差の解消など）</p> <p>※補助対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。 <u>詳細については「対象工事基準」を御確認ください。</u></p> |
|------|--|

※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。

※ 既に工事請負契約が済んでいる場合や、工事に着手・完了している場合は対象外になります。

※ 申請者が次の①～③に該当する場合は、対象外となる場合があります。

- ① 要支援・要介護認定者 [担当:介護保険課]
- ② 重度身体障がい者(下肢又は体幹機能障害3級以上の方) [担当:障害福祉課]
- ③ 難病患者(対象疾患による障がいがある方) [担当:障害福祉課]

詳細はお問合せいただくか、Q&A を御確認ください。

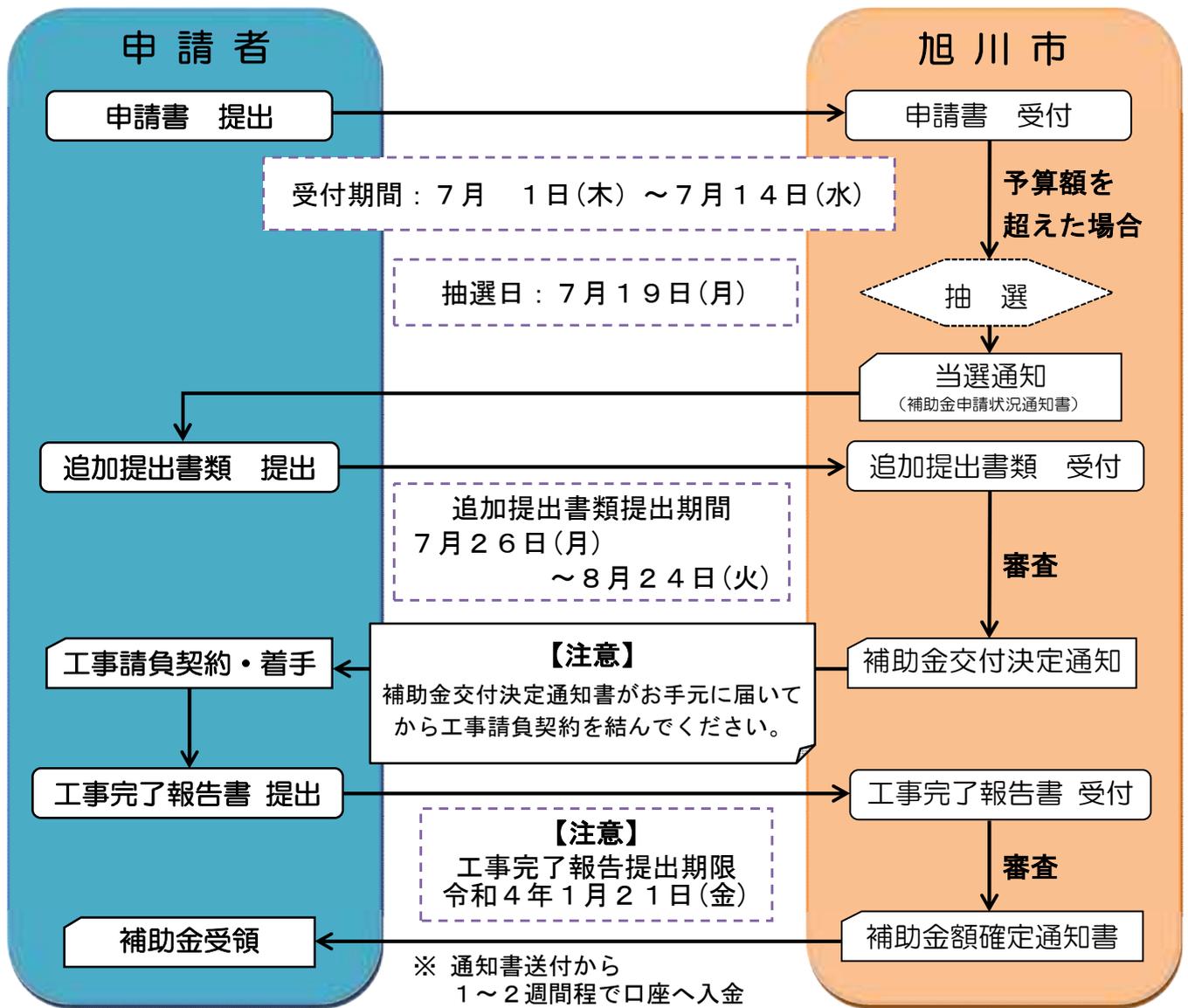
| | |
|------|------|
| 補助金額 | 10万円 |
|------|------|

| | |
|---------------------|---|
| 受付期間 及び 募集予算額 | <p>令和3年7月1日（木）～7月14日（水）</p> <p>募集予算額 500万円 抽選：7月19日（月）</p> <p>※郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えなかった場合は、<u>11月15日（月）</u>まで先着順で受付します。</p> |
|---------------------|---|

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※



申請から補助金の支払までの手続の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンション（専有部分）で工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。
- 改修工事における税の優遇措置については、以下の担当へお問い合わせください。
(担当) 固定資産税・・・旭川市資産税課（工事完了後3か月以内の申込みが必要）
所得税・贈与税・・・税務署

 **手続に必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類

| | |
|-----------|-------------------------|
| ①補助金交付申請書 | 所定の用紙（様式第2号） |
| ②工事見積書 | 市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書 |
| ③アンケート | 旭川市やさしさ住宅補助金 申請者アンケート用紙 |

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。

| | |
|------------------------------|---|
| ①現状写真 | 工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの） |
| ②住宅の図面（平面図・間取り図等） | 工事箇所や使用する材料の内容・寸法等がわかる図面 |
| ③製品規格・仕様等の資料 | 使用する製品の規格や仕様などが分かるカタログなど |
| ④申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明） | 市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの） |
| ・改修計画書 | ※次ページ「旭川市やさしさ住宅補助金対象工事基準」の9に該当する工事を行う場合に提出が必要になります。 |

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和4年1月21日（金）

| | |
|---------------|--|
| ①工事完了報告書 | 「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙 |
| ②完了写真 | 改修した全ての範囲が分かる写真 |
| ③工事請負契約書等の写し | ※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。 |
| ④支払を証明する書類の写し | 領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。 |
| ⑤補助金請求書 | 「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙 |
| ⑥検査済証の写し | ※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。 |

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で、現地を確認させていただく場合があります。

※ 書類を郵送で提出する場合は、**期間内必着**でお送りください。

郵送の際、封筒に必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 補助・融資・支援 > 補助制度

申請窓口・お問合せ先 ※郵送又は持参にて御提出ください。

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎（0166）25-9708

対象工事基準

| | |
|--|--|
| バ リ ア ブ リ ー 化 工 事 | 1 手すりの新設 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下地に強固に取り付けるもの ・ 端部の突出を避ける等、高齢者の安全に配慮した構造のもの |
| | 2 スロープの新設又は改良 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として車椅子での利用に支障がない構造のもの（※屋内外問わない） |
| | 3 床の段差解消 |
| | 4 浴室入口の段差解消 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差を可能な限り完全に解消するもの |
| | 5 勾配の緩い階段への改修，階段ノンスリップの新設 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段ノンスリップは下地に強固に取り付けるもの |
| 6 滑りにくい床材への変更 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置式のもの下地に強固に取り付けるもの | |
| 7 廊下，通路，出入口の幅の拡張 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として車椅子での通行に支障がないもの | |
| 8 ホームエレベーター，階段昇降機，段差解消機等の新設 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定式のもの ・ 平成 12 年建設省告示第 1413 号に適合するものに限る | |
| 9 その他申請者の心身の状況及び住宅の現況に照らし、安全性又は利便性の向上に必要な工事 | |

※ 単なる住宅の修理・部材交換は対象になりません。

※ 過去 10 年以内に本補助金や住宅改修補助金、住宅雪対策補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。

※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

【改修計画書の提出について】

| |
|---|
| 改修計画書提出が必要な工事 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事基準 9 に該当する工事 ・ 対象工事基準 1～8 に該当する工事で、市が提出を求める場合 |
| 改修計画書を作成することができる方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請した工事を行う事業者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 ・ 准看護師 ・ 作業療法士 ・ 理学療法士 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 ・ ケアマネージャー ・ 介護福祉士実務者研修会修了者（旧ホームヘルパー 1 級） ・ 介護職員初任者研修会修了者（旧ホームヘルパー 2 級） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具相談専門員 ・ 福祉住環境コーディネーター |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 増改築相談員 |

旭川市やさしさ住宅補助金 Q&A

制度の利用に関すること

| | |
|-----------|---|
| Q1 | 工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。 |
| A1 | できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。 |
| Q2 | 過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。 |
| A2 | 平成 23 年度以降に利用した方は申請できません。 |
| Q3 | 「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給制度」や「日常生活用具給付事業」とあわせて利用できますか。 |
| A3 | 申請者が要介護認定等を受けられていて、かつ、介護保険制度等の支給対象工事である場合は、本制度は利用できません。 |
| Q4 | 他の補助制度や支給事業と併用できますか。 |
| A4 | 同年度に、本市で実施している「住宅改修補助金」や「住宅雪対策補助金」と併用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。 |
| Q5 | リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。 |
| A5 | 併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。 |
| Q6 | 指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。 |
| A6 | 施工業者の指定や紹介は行っていません。 |
| Q7 | 施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIY で工事を行う場合は対象になりますか。 |
| A7 | 対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。 |

対象となる住宅に関すること

| | |
|------------|---|
| Q8 | 別居している子が親の住んでいる住宅の工事請負契約をする場合は対象になりますか。 |
| A8 | 工事を行う住宅に住んでいない方、及び 60 歳未満の方が工事請負契約を行う場合は対象になりません。 |
| Q9 | 建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。 |
| A9 | 住宅部分のバリアフリー化工事は、対象となります。 |
| Q10 | 分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。 |
| A10 | 分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。 |
| Q11 | 二世帯住宅は申請できますか。 |
| A11 | 内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、一方の世帯者が申請可能です。また、内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合は、共同住宅として扱い、それぞれの世帯で申請が可能です。なお、申請される方はいずれも 60 歳以上であることが条件になります。 |

申請時の提出書類に関すること

| | |
|------------|--|
| Q12 | 見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。 |
| A12 | 見積書には、補助金の対象と対象外の項目を分かりやすく明記してください。 判断が難しい場合は、お問合せください。 |
| Q13 | 複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどちらによりますか。 |
| A13 | 施工業者が複数の場合は、それぞれの見積書を全て添付して申請してください。 |
| Q14 | 郵送による申請はできますか。 |
| A14 | できます。必要書類を揃えて期間内 必着 でお送りください。 |
| Q15 | 申請などの手続きは申請者本人がいかに行う必要がありますか。 |
| A15 | 申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。 |

対象となる工事に関すること

| | |
|------------|---|
| Q16 | トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。 |
| A16 | 原則、対象外です。ただし、寝室の近くに増設するなど、高齢者の日常生活の向上に効果があるものは対象となる場合がありますので御相談ください。なお、この場合は、補助対象工事基準「9.その他申請者の心身の状況及び住宅の現況に照らし、安全性又は利便性の向上に必要な工事」になりますので、「改修計画書」を提出していただきます。 |

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やリフォームに関する心配事や疑問など相談することができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100

（受付：10:00～17:00 土日、祝日、年末年始を除く）

（ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。PHS や一部のIP 電話などでつながらない場合は03-3556-5147 を御利用ください。）

知っていますか？ 改善する際に注意しましょう！

- 手すりの役割について

横手すりは移動のためのものです。

縦手すりは段差部をまたいだり、ドアを開閉するときのものです。

- 手すりの最適な高さは使用する人によって違います。

◎手すりの取付位置はマニュアル等の寸法のまま取り付けないで、必ず対象者の身体能力や身体に合わせて取り付けましょう。

とくに立ち座り用の手すりは、必ず対象者に座ってもらい、立ち上がりやすい位置を確認してください。

- 厚みのあるカーペットは歩く時につまづいたり、車いすが移動しづらいなどの問題があります。ただし、必ずしもフローリングが一番良いとは限りませんので、他の床材と比較して十分に検討してください。

【出典：特定非営利活動法人 住まいるイン旭川の高齢者住宅改善マニュアル（改訂第4版）】

旭川市やさしさ住宅補助金 申請の御案内

「旭川市やさしさ住宅補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
「旭川市やさしさ住宅補助金の御案内」(パンフレット)をよくお読みになった上で、
次の必要書類を御用意ください。



**補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後に
なければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。**

《 申請時に提出する書類 》

| チェック | | |
|--------------------------|---|----------|
| <input type="checkbox"/> | 旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書 [様式第2号] | (①一例) 参照 |
| <input type="checkbox"/> | 工事見積書 (施工業者が作成した見積書) ※ <u>抽選日以降まで見積有効期限があるもの</u> | (②一例) 参照 |
| <input type="checkbox"/> | 申請者アンケート | |

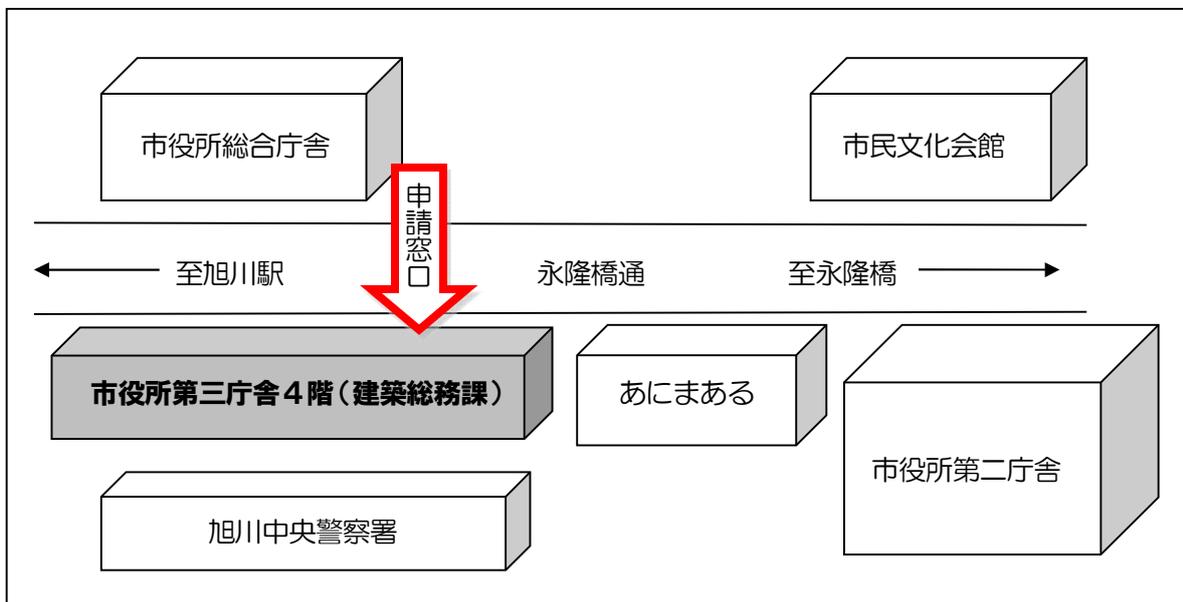
※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 申請書類は郵送又は持参にて御提出ください。

※ 郵送で提出する場合は、封筒に必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

《 申請窓口・お問合せ先 》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎25-9708



〈 申請書 記載例 〉

誤りのないようはつきり正確に記載してください。
 ※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯者の個人情報取扱い承諾書)

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

| | | | | |
|-----------------------------|-------------------|-----------|-----------|------|
| 申請者 (工事の契約者) ※申請日時点で60歳以上の方 | | フリガナ | アサヒカワ タロウ | 年齢 |
| 〒 | 070 - 0036 | 氏名 | 旭川 太郎 | 61 歳 |
| 住所 | 旭川市6条通9丁目46番地 | | 印 | |
| 電話(携帯)番号 | 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | ※署名又は記名押印 | | |

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「介護保険」、「障害者」、「暴力団」及び「暴力団員」の属することを承諾します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

| | | | |
|--------------------|--------------|--------------|--------------------------------|
| 今回の工事を行う事業者 (施工業者) | | 事業者名 | 株式会社 〇〇〇〇工務店 |
| 〒 | 000 - 0000 | 担当者・連絡先 (担当) | 担当者氏名 (電話番号) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 |
| 住所 | 旭川市〇条通〇丁目〇番地 | | |

| | |
|--|---|
| バリアフリー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 手すりの新設 | <input type="checkbox"/> 2 スロープの新設又は改良 |
| <input type="checkbox"/> 3 床の段差解消 | <input checked="" type="checkbox"/> 4 浴室入口の段差解消 |
| <input type="checkbox"/> 5 階段の改修 | <input type="checkbox"/> 5 滑りにくい床材への変更 |
| <input type="checkbox"/> 7 廊下・通路・出入口の幅の拡張 | |
| <input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター・階段昇降機・段差解消機等の新設 | |
| <input type="checkbox"/> 9 その他() | |

| | 区分 | 金額 | ※審査欄 |
|---------------|------------------|-----------|------|
| 補助申請額 ※税込み | 補助対象工事費 (30万円以上) | 760,000 円 | 円 |
| | 補助申請額 (一律10万円) | 100,000 円 | |

申請する工事の該当箇所全てに✓をつけてください。

補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、見積書の総工事費か全体工事費を記入してください。

工事予定期間の日付は、目安で構いません。

確認事項に✓をつけてください。

| 工事予定期間 | R3年 8月 22日 | ～ | R3年 8月 31日 |
|--------|--|-------------------------------------|--|
| 確認事項 | 現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> | はい |
| | 住宅は一戸建ですか、共同建ですか。 | <input checked="" type="checkbox"/> | 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建 |
| | 住宅に事務所や店舗などは併設されていますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> | いない <input type="checkbox"/> いる |
| | 工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> | はい |
| | 平成23年度以降に「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用したことがありますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> | ない |
| | 今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> | しない |
| | 国、北海道又は旭川市の <u>他の</u> 助成制度等を利用しますか。 (助成制度等の名称) (工事内容) | <input checked="" type="checkbox"/> | しない <input type="checkbox"/> する |
| | 次の①から③に該当しますか。 ①要介護又は要支援の認定者 ②身体障害者（下肢3級以上又は体幹機能3級以上に限る。） ③指定難病の患者（歩行が困難な症状のものに限る。） | <input checked="" type="checkbox"/> | 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する |

〈注1〉申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第2号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

〈注2〉申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

「該当する」場合は、ご利用いただけない場合があります。

「する」の場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前にご相談ください。

| | |
|--|---|
| 工事予定期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 確認事項 | 現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 <input type="checkbox"/>はい |
| | 住宅は一戸建ですか、共同建ですか。 <input type="checkbox"/>一戸建 <input type="checkbox"/>共同建 |
| | 住宅に事務所や店舗などは併設されていますか。 <input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>いる |
| | 工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。 <input type="checkbox"/>はい |
| | 平成 23 年度以降に「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用したことがありますか。 <input type="checkbox"/>ない |
| | 今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。 <input type="checkbox"/>しない |
| | 国、北海道又は旭川市の <u>他の</u> 助成制度等を利用しますか。 <input type="checkbox"/>しない <input type="checkbox"/>する |
| | (助成制度等の名称) (工事内容) |
| 次の①から③に該当しますか。 | |
| ①要介護又は要支援の認定者 <input type="checkbox"/>該当しない | |
| ②身体障害者（下肢 3 級以上又は体幹機能 3 級以上に限る。） <input type="checkbox"/>該当する | |
| ③指定難病の患者（歩行が困難な症状のものに限る。） | |

(注 1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 2 号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注 2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

7 工事業者に求めることとして、何がありますか？（複数選択可）

- ① バリアフリーの改修工事についてよりよい提案ができる
 - ② 介護保険制度などの福祉サービスに関する知識や提案ができる
 - ③ 一般的な建築知識による提案ができる
 - ④ 要望に対する提案ができる
 - ⑤ その他()
-

8 自宅のバリアフリー改修は、いつ行うのが望ましいと思いますか？

- ① 身体機能の低下や介護が心配になってからで十分である
 - ② 身体機能の低下や介護が心配になる前に行う方が良い
 - ③ その他()
-

9 将来、自立生活に不安又は介護の必要性を感じた場合、どこで暮らしたいですか？
（ひとつだけ選択）

- ① 「自宅」で暮らし続けたい
 - ② 家族や親戚などの家でお世話になる
 - ③ 見守りや生活相談サービスがある「サービス付き高齢者向け住宅」に住み替えたい
 - ④ 介護が付いた「老人ホーム」に住み替えたい
 - ⑤ その他()
-

以上でアンケートは終了です。 御協力ありがとうございました。

令和3年度 旭川市やさしさ住宅補助金の御案内 (マンション共用部分)

分譲マンションの管理組合が、高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて、マンション共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

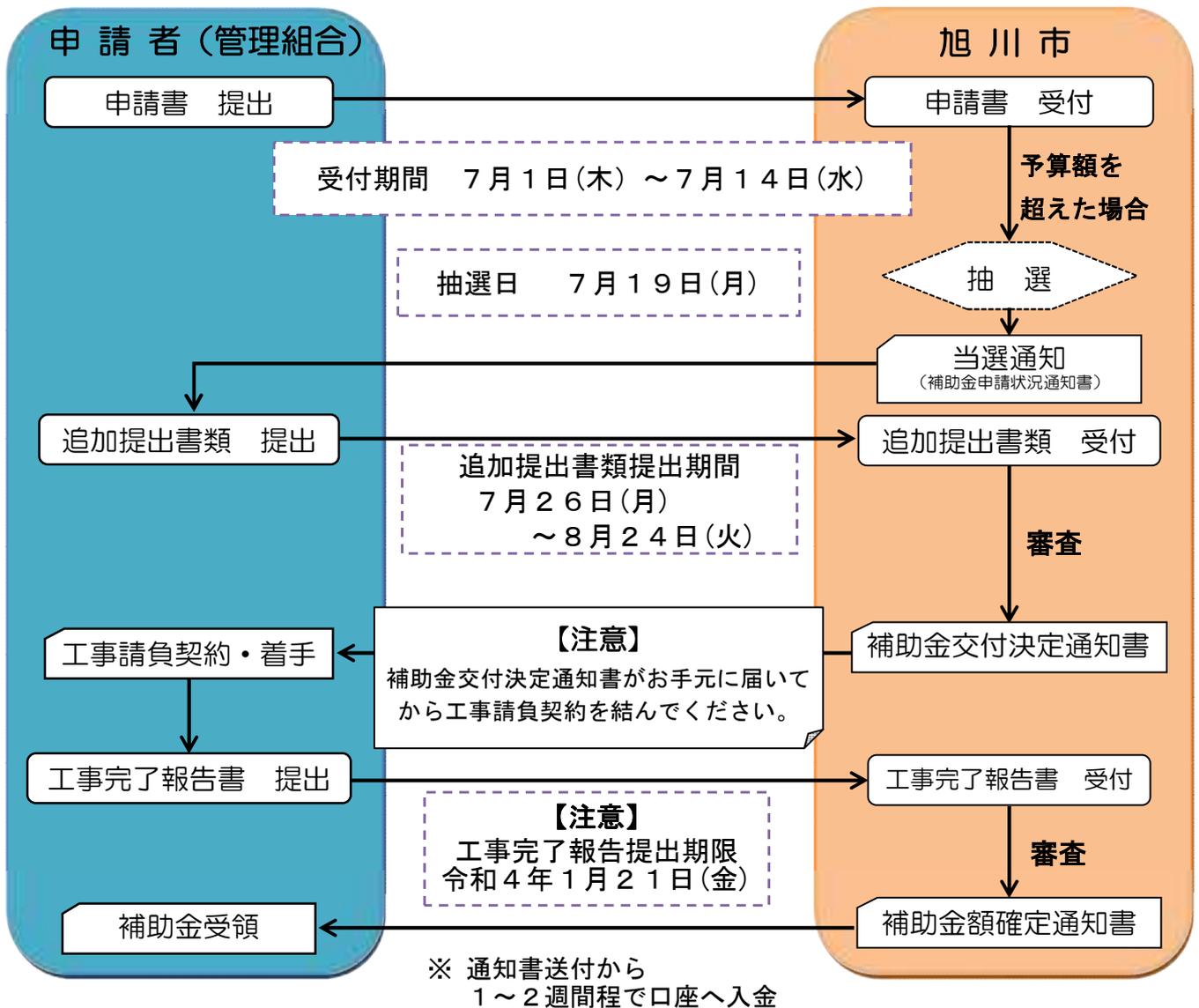


| | |
|---|--|
| 対象 マンション | <ul style="list-style-type: none">◆ 旭川市内にある5戸以上の住戸数を有する分譲マンションであること◆ 工事を行う分譲マンションに、60歳以上の方（代表高齢者）1名以上の住民登録があること◆ 理事長と代表高齢者が旭川市税を完納していること◆ 管理組合の規約が定められていること◆ 共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその経費について、管理組合の総会等で決議されていること◆ マンション新築時の建築確認が、北海道福祉のまちづくり条例施行前（平成10年3月31日以前）に行われた住宅であること |
| <p>※ <u>過去に本補助金を利用した場合は利用できません。</u></p> <p>※ 分譲マンションとは、2以上の区分所有者が存する建物で、住宅の用途に供する専有部分のあるものをいいます。</p> | |
| 対象工事 | <p>マンション共用部分のバリアフリー化工事 (手すりの設置、段差の解消、出入口の拡幅、スロープ・エレベーターの設置など)</p> <p>※ 対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。</p> <p><u>詳細については「対象工事基準」を御確認ください。</u></p> |
| <p>※ 本制度は、<u>市内に営業所等がある施工業者</u>と工事請負契約することが条件になります。</p> <p>※ 既に<u>工事請負契約が済んでいる場合</u>や、<u>工事に着手・完了している場合</u>は対象外になります。</p> | |
| 補助金額 | 対象工事費の1/3で、上限50万円（千円未満切捨） |
| 受付期間 及び 募集予算額 | <p>令和3年7月1日（木） ～ 7月14日（水）</p> <p>募集予算額 100万円 抽選：7月19日（月）</p> <p>※郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えなかった場合は、<u>11月15日（月）</u>まで先着順で受付します。</p> |

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※



申請から補助金の支払までの手続の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった場合は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 申請書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できない場合があります。
- **工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

長期修繕計画を作成・見直しましょう

マンションは、経年劣化に応じて外壁補修や屋上防水、給排水取替等の大規模修繕工事を適切に実施することが重要です。大規模修繕工事の実施時期、工事内容及び必要経費等を示す計画（長期修繕計画）を管理組合で作成することで、将来にわたって快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図ることができます。

また作成した後も、建物・設備の劣化状況や社会経済情勢による工事コストの変動等を踏まえて約5年ごとに調査・診断を行い、結果に基づいて計画を見直す必要があります。



手続に必要な書類（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

| 申請時に必要な書類 | |
|-----------|------------------------|
| ①補助金交付申請書 | 所定の用紙（様式第3号） |
| ②工事見積書 | 市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書 |

| 当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。 | |
|--|---|
| ①現状写真 | 工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの） |
| ②工事図面 | 工事箇所や使用材料の内容・寸法等がわかる図面 |
| ③製品規格・仕様等の資料 | 使用する製品の規格や仕様などが分かるカタログなど |
| ④理事長及び代表高齢者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明） | 市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの） |
| ⑤建築確認日及び 住戸数を確認できる書類 | マンション新築時の確認済証、検査済証又は分譲時のパンフレット 等の確認できる書類 |
| ⑥管理組合規約の写し | 分譲マンションの管理規約 |
| ⑦管理組合の総会議事録等の写し | 共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について 決議されたことを証する書類 |
| ※管理組合の理事長（代表者）で あることを証する書類 | 管理組合の総会議事録等に理事長の氏名が記載されていない場合は、 現理事長を選任した際の議事録の写しなどがが必要です。 |
| ※管理組合の役員名簿 | 法人格を持つ管理組合の場合、理事長及び役員の名簿が必要です。 |

| 完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和4年1月21日（金） | |
|---|--|
| ①工事完了報告書 | 「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙 |
| ②完了写真 | 改修した全ての範囲が分かる写真 |
| ③工事請負契約書の写し | ※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。 |
| ④支払を証明する書類の写し | 領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。 |
| ⑤補助金請求書 | 「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙 |
| ⑥検査済証の写し | ※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。 |

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合があります。

※ 書類を郵送で提出する場合は、**期間内必着**でお送りください。

郵送の際は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載してください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 補助・融資・支援 > 補助制度

| 申請窓口・お問い合わせ ※郵送又は持参にてご提出ください。 | |
|---|--|
| 〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階 建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708 | |

対 象 工 事 基 準

| | |
|--|---|
| バ リ ア ー リ ー 化 工 事 | 1 手すりの新設 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下地に強固に取り付けるもの ・ 端部の突出を避ける等、高齢者の安全に配慮した構造のもの |
| | 2 スロープの新設又は改良 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子での利用に支障がない構造のもの（※屋内外問わない） |
| | 3 廊下、通路、出入口の幅の拡張 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効な幅員が概ね 120cm（出入口にあたっては 90cm）以上となるもの ・ 車椅子での利用に支障がない構造のもの |
| | 4 引き戸への改修 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修前が開き戸である部分の改修に限る ・ 車椅子で円滑に通過できる構造のもの |
| | 5 滑りにくい床材への変更 |
| 6 階段蹴込み板及び滑り止めの新設 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置式のものとは下地に強固に取り付けるもの | |
| 7 エレベーターの新設 | |
| 8 階段昇降機、段差解消機等の新設 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差解消機等は固定式のものに限る ・ 平成 12 年建設省告示第 1413 号に適合するものに限る | |
| 9 その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に資すると市長が認めた工事 | |

※ 単なる住宅の修理・部材交換は対象になりません。

※ 過去 10 年以内に本補助金や住宅改修補助金、住宅雪対策補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。

※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

旭川市やさしさ住宅補助金（マンション共用部分）交付申請書

（兼理事長及び代表高齢者の個人情報照会承諾書）

（申請書を提出する日） 年 月 日

（宛先）旭川市長

※太枠の中を記入してください。

| 申請者（管理組合名） | | |
|-----------------|----------|--|
| 管 理 組 合 名 | | |
| マ ン シ ョ ン の 住 所 | 〒 旭川市 | |
| 理 事 長 | フリガナ | |
| | 氏 名 | |
| 連 絡 先 | — — | |

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。
 また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

| 対象となるマンションの概要 | | | |
|---------------|------------------------|-----|----------|
| 用 途 | 住宅専用 ・ 複合用途（店舗・事務所等） | | |
| 住 戸 数 | 住宅 | 戸 | その他の用途 戸 |
| 建築年月日 | 竣工： 年 月 日 （着工： 年 月） | | |
| 補助申請額 ※税込み | 区 分 | 金 額 | ※審 査 欄 |
| | ①補助対象工事費（30万円以上） | 円 | 円 |
| | 補助申請額（上限50万円） ①×1/3 | 円 | 円 |
| ※ 備 考 欄 | | | 受付番号 |
| | | | |

※裏面の記入もあります。

| 今回の工事を行う事業者（施工業者） | | | |
|---------------------------------|--|--|-----------|
| 〒 | | — | |
| 住所 | | 事業者名 | |
| 担当・連絡先 | | (担当) (電話番号) | |
| 代表高齢者 60歳以上の方 代表1名 | 氏名 | 生年月日 | 年齢（申請日時点） |
| | フリガナ | <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日 | 歳 |
| 工事予定期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 確認事項 該当する 項目にチェック | <input type="checkbox"/> 管理組合の規約が定められている。 | | |
| | <input type="checkbox"/> マンション共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について、管理組合の総会等により決議されている。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 過去に本事業による補助金を受けていない。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 本事業の対象となる部分について、国、北海道又は旭川市の他の補助金の交付を受けていない。 | | |
| | <input type="checkbox"/> マンション新築時の建築確認が平成10年3月31日以前に行われている。 | | |
| 工事内容 該当する 項目にチェック | <input type="checkbox"/> 手すりの新設 | | |
| | <input type="checkbox"/> スロープの新設又は改良 | | |
| | <input type="checkbox"/> 廊下、通路、出入口の幅の拡張 | | |
| | <input type="checkbox"/> 引き戸への改修 | | |
| | <input type="checkbox"/> 滑りにくい床材への変更 | | |
| | <input type="checkbox"/> 階段蹴込み板及び滑り止めの設置 | | |
| | <input type="checkbox"/> エレベーターの新設 | | |
| | <input type="checkbox"/> 階段昇降機、段差解消機等の新設 | | |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |

(注1) 管理組合（法人格を持たない管理組合にあつては、代表者、法人格を持つ管理組合にあつては、代表者及び役員）が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号の暴力団又は同条同項第2号の暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があつた場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。